

直方市公契約条例第 7 条第 2 項の規定に基づき、平成 29 年度労務報酬下限額を次のとおり定める。

平成 29 年 3 月 28 日

直方市長 壬 生 隆 明

直方市公契約条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する額 【単位：円（1 時間あたり）】

職 種	労務報酬下限額	職 種	労務報酬下限額
特殊作業員	1,970	土木一般世話役	2,110
普通作業員	1,760	高級船員	2,640
軽作業員	1,230	普通船員	2,010
造園工	1,710	潜水士	3,450
法面工	2,180	潜水連絡員	2,190
とび工	2,100	潜水送気員	2,200
石工	2,250	軌道工	2,620
ブロック工	2,160	型わく工	2,030
電工	1,840	大工	2,150
鉄筋工	2,030	左官	2,050
鉄骨工	1,890	配管工	1,720
塗装工	2,100	はつり工	1,850
溶接工	2,200	防水工	2,020
特殊運転手	1,910	板金工	1,940
一般運転手	1,650	タイル工	2,270
潜かん工	2,990	サッシ工	2,420
潜かん世話役	3,540	内装工	2,040
さく岩工	2,710	ガラス工	2,040
トンネル特殊工	2,890	建具工	1,530
トンネル作業員	2,220	ダクト工	1,610
トンネル世話役	3,040	保温工	1,910
橋りょう特殊工	2,440	設備機械工	1,970
橋りょう塗装工	2,660	交通誘導警備員 A	1,150
橋りょう世話役	2,990	交通誘導警備員 B	1,010

直方市公契約条例第 7 条第 1 項第 2 号に規定する額 【単位：円（1 時間あたり）】

労務報酬下限額	852
---------	-----